監理技術者の兼務の取扱いについて

令和３年３月 23 日制定

公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）が発注する工事における建設業法第 26 条第３項第２号の規定の適用を受ける場合（以下「専任特例２号」という。）監理技術者の配置について、次のとおり取り扱うこととします。

工事規模及び入札方式の要件

次の要件のいずれかに該当する場合は、専任特例２号による監理技術者の配置は認めないものとする。

１　工事規模が工種ごとに次に該当するとき。

工　　種	工　事　規　模
建築、農業土木	予定価格が３億円以上の工事
舗装	予定価格が６千万円以上の工事

２　入札方式が次に該当する技術的難度の高い工事であるとき。

（１）特定建設工事共同企業体のみによる入札

（２）設計・施工一括発注方式による入札

兼務を認める場合における工事の範囲

１　工事現場が同一の振興局管内であること。

※１　国・北海道・市町村等の他発注機関の工事についても兼務可。ただし、他の発注機関の承諾を得た場合に限る。

※２　工事工種が異なる場合においても兼務可。

専任特例２号による監理技術者の配置要件

１　監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で配置すること。

２　兼務しようとする工事の数が２件であること。

提出書類等

１　監理技術者の兼務届（別紙）

（１）専任特例２号による監理技術者

兼務する工事の双方のＣＯＲＩＮＳ（コリンズ）の写し等

（２）監理技術者補佐

ア　一級施工管理技士等の国家資格者等の資格を証する書面の写し

イ　直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する。（次の書類又はこれらに準ずる書類の原本の掲示又は写しの提出）

（ア）　監理技術者資格者証（裏面を含む）

（イ）　住民税特別徴収税額通知書

（ウ）　健康保険・厚生年金被保険者証標準報酬決定通知書

（エ）　所属会社の雇用証明書

２　承諾書（兼務する工事が他の発注機関の工事の場合、様式任意）

施工体制上の留意点

現場の安全管理体制について、「元方事業者による建設現場安全管理指針」（平成７年４月21日付け基発第267号の2労働省労働基準局長通知）において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

その他

本取扱いによるほか、専任特例２号による監理技術者の配置については、災害等の特別な事情などがあるときは別に対応するものとする。

適用年月日

令和８年12月１日以降に契約を行う工事から適用する。